

第1章 環境基本計画の 基本的事項



写真：小西酒造「長寿蔵」

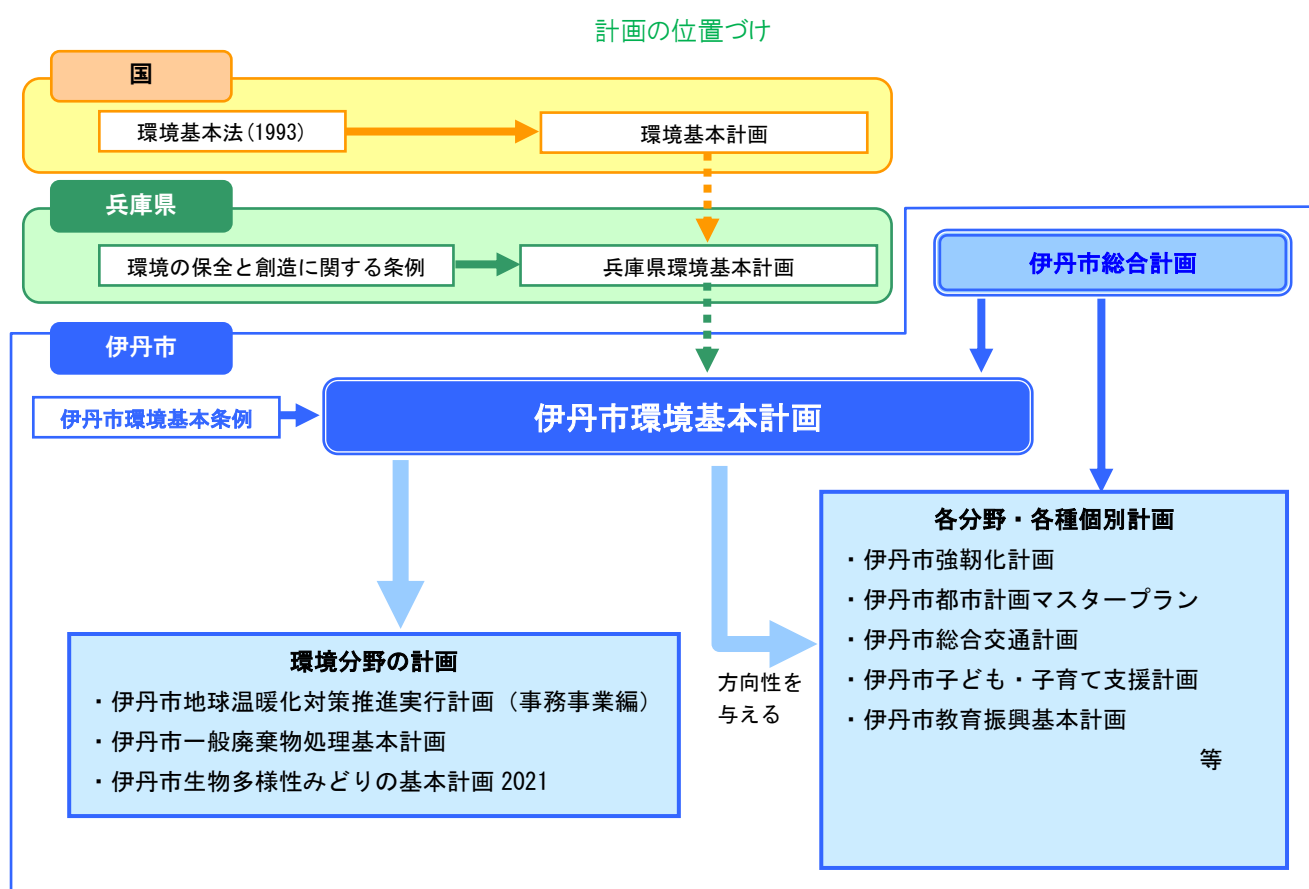
第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

「第6次伊丹市総合計画」では、全ての市民が安心して生き生きと暮らすことができ、伊丹の未来を担う全ての子どもが夢と希望をもって健やかに成長できる、魅力あふれるまちの実現を目指す将来像として、「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」を掲げています。

「伊丹市環境基本計画」は、伊丹市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するものであり、主に「第6次伊丹市総合計画」の政策大綱の一つである“環境・都市基盤”の実現を目指して、長期的な視点から総合的・計画的に環境施策の具体的な取組を推進するための計画です。

また、本市が策定する環境に関する個別の計画については、伊丹市環境基本計画との整合を図ります。



2. 計画の期間

伊丹市環境基本計画（第3次）（以下、「本計画」という。）の期間は、2021年度を初年度とし、2028年度までの8年間を計画期間とします。ただし、社会経済情勢や環境問題の変化等に適切に対応するため、原則として4年後に見直しの検討を行います。

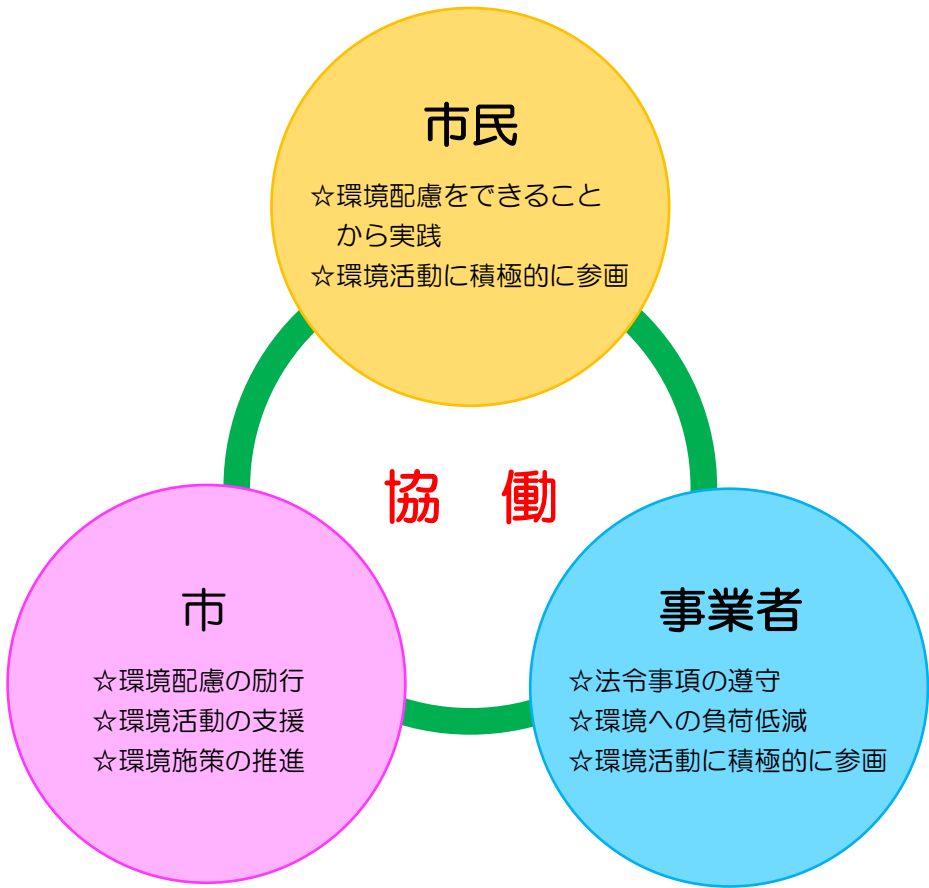
| 項目\年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 環境基本計画（第2次） | | | | | | | | | |
| 環境基本計画（第3次） | 策定 | 改定 | | | | | | | |

3. 計画の主体

本計画を推進する主体は、「市民」、「事業者」、「市」です。これら三者の参画・協働により、計画を推進します。

各主体に求められる主な役割

| 主体 | 主な役割 |
|-----|--|
| 市民 | 市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮をできることから実践するとともに、環境活動に積極的に参画します。 |
| 事業者 | 事業活動において、法令に定められた事項を遵守するほか、ごみの減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動に積極的に参画します。 |
| 市 | 施設整備等の事業や日常業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民及び事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を推進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。 |



第1章

第2章

第3章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

第4章